

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 令和2年12月10日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 19名

1番 鈴木勝利君

2番 藤田尚美君

3番 秋山泉君

4番 長田麻美君

5番 山本伸子君

7番 伊藤裕一君

8番 石原幸雄君

9番 柳井哲也君

10番 甲斐徳之助君

12番 加川裕美君

13番 北島登君

14番 杉森弘之君

15番 須藤京子君

16番 黒木のぶ子君

17番 守屋常雄君

18番 諸橋太一郎君

19番 市川圭一君

21番 遠藤憲子君

22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 1名

11番 池辺己実夫君

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	本 多 聡 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長	飯 野 喜 行 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	長 谷 川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 茂 男 君
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝	本	仁	君	
庶務議事課長	野	島	貴	夫	君
庶務議事課長補佐	飯	田	晴	男	君
庶務議事課主査	宮	田	修	君	

令和2年第4回牛久市議会定例会

議事日程第4号

令和2年12月10日(木) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長(石原幸雄君) おはようございます。

11番池辺己実夫君より欠席の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

なお、ここで議席にて暫時休憩をいたします。

午前10時01分休憩

午前10時02分開議

○議長(石原幸雄君) 再開いたします。

この際、新型コロナウイルス感染対策として、一般質問の間の議席を指定いたします。

議席は、ただいまの御着席のとおりと指定いたします。

一般質問

○議長(石原幸雄君) 初めに、1番鈴木勝利君。

[1番鈴木勝利君登壇]

○1番(鈴木勝利君) おはようございます。公明党の鈴木でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず最初に、学校における生徒指導上の諸課題について質問いたします。

去る10月22日、文部科学省は「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」を公表いたしました。それによると、昨年度、全国の小中学校における暴力行為の発生件数は7万2,312件で、中学校では前年度より減ったものの、小学校では約20%増え、この5年間で4倍近くに増えました。また、小中学校で認知されたいじめの件数は5万9,069件と過去最多を更新し、中でも小学校ではこの5年でおおよそ4倍になっております。

そのうち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、及び第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定する重大事態は、小中学校で前年度比117件増の593件となりました。

さらに、小中学校で30日以上欠席した不登校の児童生徒数は、前年度比10%以上増加し18万1,272人で、7年連続増加し、そのうちの半分以上が90日以上欠席しているという結果となりました。

さて、これらの結果について、「いじめを初期段階で積極的に把握するようになったから」等の分析結果はありますが、学校現場では依然として生徒指導上の深刻な課題を抱えていると言わざるを得ません。

そこで、本市での学校における生徒指導上の諸課題について伺います。

まず、本市での昨年度の小中学校における暴力行為の発生件数と、最近の推移、傾向を伺います。

また、新型コロナウイルス感染症拡大という特異な状況下で臨時休業や分散登校等を余儀なくされた今年度については例年と同じく論じられませんが、併せて本年度直近までの件数も伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 暴力行為の発生件数ですが、昨年度、小学校32件、中学校13件の45件でした。

具体的には、小学校では、整列しているとき、後ろから荷物を引っ張ったり、耳をねじったりしたもの、帽子のゴムを引っ張って、目に当たってしまったもの、通学路にあったポスターを傷つけたり破いたりしたもの、ふざけて投げた手袋が当たって、友達ともみ合いになり、殴ったものなどがありました。

中学校では、部活動中にふざけて打った卓球ボールが顔に当たり、相手の軽い謝罪に腹を立ててけんかになったもの、おんぶをして押し合ってガラスを割ったものなどがありました。

過去の3年間の推移を見ると、平成30年度は前年度に比べ発生件数が増加しました。これはいじめ報告と同様に軽微なものについても積極的に認知し始めたためです。その後、大きな変化はありません。内訳を見ると、小学校はやや増加傾向にありますが、中学校はやや減少傾向にあります。

今年度は、10月末現在で小学校14件、中学校3件の計17件となっています。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） それでは、その暴力行為に対して、加害児童生徒に対する措置状況も含めて、どのような対応がされたのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 暴力行為に対し、学校では組織による対応の下、暴力の背景にあるものを把握した上で、児童生徒に寄り添い、信頼関係に配慮して、対応しています。

具体的には、下校中に友達を蹴るという暴力行為がありました。保護者からの電話で担任がその事実を知ると、翌日の朝には下校班の児童たちを集め、まず複数の教員で事実確認をします。その後、管理職や担当職員による会議において今後の指導を協議した後に、加害児童に対し指導をします。なぜその行為をしてしまったのかを振り返らせ、どうすればよかったかを考えさせ、反省を促しました。そして、本人が相手に謝りたいという思いに寄り添い、被害児童に謝罪の場を設けました。また、被害児童、加害児童のそれぞれの保護者に暴力行為の事実とその後の指導について報告するとともに、学校はその後、それぞれの児童の生活の様子の見守りを続けています。

これら一連の教育活動は、管理職がリーダーシップを取り、組織としての指導体制をつくるとともに、教育委員会と連携を図って対応しています。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 次に、本市での昨年度小中学校におけるいじめの認知件数及び重大事態に該当する件数と、最近の推移、傾向、そして同じく今年度直近までの件数を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） いじめの発生件数は、昨年度、小学校153件、中学校63件の計216件でした。過去3年間の推移を見ると、平成30年度に発生件数が大きく増加しました。これは、管理職のリーダーシップの下、法にのっとり、いじめが正しく理解されたためです。

いじめの定義では、「一定の人的関係にあるほかの児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」がいじめであり、軽微なものを含めて積極的に認知されるようになったためです。

その後、平成30年度から令和元年度にかけては減少しています。

いじめの重大事態については、平成29年度は1件、平成30年度は2件、昨年度は4件です。

具体的には、被害生徒がほかの生徒から冷やかし、からかいを受けており、そのストレスか

らリストカットをしたものや、被害生徒がほかの生徒から嫌なことを言われ、そのことが原因で学校を30日以上欠席したものがありません。

今年度は、10月末現在で小学校45件、中学校20件、計65件のいじめがあり、うち重大事態はありません。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） それでは、そのいじめの問題に対して、どのような対応がなされたのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） いじめに対しては、牛久市いじめ防止対策推進条例がありますので、これにのっとって対応をしています。

各学校では、いじめ対策委員会を開き、管理職のリーダーシップの下、組織として速やかに対応しています。

また、教育委員会では、各学校から上がってきた全てのいじめ案件について、さらに精査しています。

いじめ問題専門委員会では、専門的な視点から一つ一つのいじめ事案について協議を行っており、これを通して各学校でのいじめ問題への対応力、危機管理能力を高めることにも役立っています。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） それでは、生徒指導上の課題として、いわゆる学級崩壊という問題もあります。かつて文部科学省の研究委嘱を受けた国立教育研究所の学級経営研究会の報告では、「子供たちが教室内で勝手な行動をして、教師の指導に従わず、授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期間継続し、学級担任による通常的手法では問題解決ができない状態に立ち至っている場合」とされていますが、こうした状況に陥っている学級は現時点でどのくらいあるのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学級崩壊の定義はありませんが、学級がうまく機能しない状況という捉えはあります。このような状況は、子供たちが教室内で勝手な行動をして、教員の指導に従わず、授業が成立しないなどの状況です。こういった状況は、現在の牛久市内の小中学校にはありません。

ただ、コロナの影響で2か月間休みが続いたので、新学期が始まった6月頃は小学1年生において落ち着かない状況の学級がありました。ふだんは子供たち同士がつながり合いながら、

学び合い、友達づくりやクラスづくりが進むのですが、コロナ禍の学校では児童一人一人の席が離れてしまって、児童同士が繋がれない中での一斉指導であったことが大きな要因でした。

その後、例年のような児童同士のつながりを大切にした対話的な学びが復活したため、現在は落ち着きを取り戻しています。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 現時点では、ないという御答弁でした。しかしながら、今後学級崩壊という事態が生じることも考慮して、この問題に対してはどのような対応を取るのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 本市では、いわゆる学級崩壊のような状況にならないようにするために、授業づくりを通して豊かな人間性の育成にも力を注いでいます。このことが学級崩壊を防ぐための何より大切なことだと思っています。

1人の子供の育ちを1人の先生に任せるのではなく、学年全体で、学校全体で、教育委員会も含めた多くの人たちで責任を持つようとしています。そのために、日々の授業を多くの職員で見合いながら、子供の小さな変化を察知して、人間関係づくりにつないでいます。

また、定期的なアンケートを取って、子供たちの悩みや変化を察知しています。

それでも落ち着かなくなるときは、スクールアシスタントの配置や特別支援教育の専門家を入れたり、保護者面談に管理職や教育委員会のスクールカウンセラーを導入したりしています。さらに、県の学級改善支援事業による非常勤講師等の導入も行っています。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） それでは、続いて本市での昨年度小中学校における不登校児童生徒数及び最近の推移、傾向、そして同じく今年度直近までの不登校児童生徒数を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 昨年度の本市の不登校児童生徒数は、小学校では29名でした。前年度から6名増加していますが、不登校出現率は全国より0.2%低く、県より0.3%低い状況です。

小学校における不登校の理由としては、「本人に係る状況」が全体の62%を占め、その主な要因は「無気力・不安」といったものです。

中学校の不登校生徒は50名でした。前年度から11名増加していますが、不登校出現率は全国より1.6%低く、県より1.48%低い状況です。

中学校における不登校の理由としては、「学校に係る状況」が全体の44%を占め、その主な理由として「学業」「友人」「進級」の悩みが多いです。

次に、今年度10月までの不登校児童生徒数は、小中義務教育学校全体で80名になっています。昨年度の同時期の60名と比較すると、20名増えています。この内訳を見ると、昨年度まで不登校だった児童生徒23名が逆に学校に通えるようになっていました。この理由は、コロナの対応によって6月上旬まで学校が臨時休校になり、欠席するというプレッシャーが和らぎ、学校へ通いやすくなったことが挙げられます。

その反面、新規者は43名おります。この原因は、コロナ禍により子供たちの家庭生活が長くなり、生活のリズムが乱れたり、親の仕事が不安定になり、生活全般への不安が高まったことなどが考えられます。

国の調査でも、全国的に新型コロナウイルス感染症を理由とした不登校が増加している傾向があります。牛久市も同様の傾向が見られる現状です。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） それでは、その不登校児童生徒に対してどのような対応がなされたのか伺います。

また、教育センターきぼうの広場通所以外で、いわゆるフリースクールへの通学等、指導要録上出席扱いとした事例について伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今年度は、市内から7名の児童生徒が民間の団体や施設等に通っています。そのうち2名が市内のフリースクールを利用し、5名が市外の民間施設等を利用しています。

指導要録の出欠席については、文部科学省より「当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう、個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合は、校長は指導要録上出席扱いとすることができる」とされています。また、市教委としましても、児童生徒の努力を評価し、積極的に出席扱いとしていきたいと考えているところです。こうしたことを受け、7名のうち6名は出席としているところです。

また、学校に登校できない児童生徒の居場所として、本市ではきぼうの広場や中央図書館の利用を勧めています。市では、これらの施設を利用した場合は出席としています。

昨年度は、きぼうの広場の適応指導教室や来所による教育相談で継続的に関わった児童生徒のうち、28名の不登校が解消や改善されたり、中学3年生4名全員が高校に進学できたり、不登校対策の成果がありました。

今年度は、きぼうの広場の適応指導教室を11名の児童生徒が利用しています。その他、2

名の生徒が中央図書館を利用している現状です。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 令和元年10月25日付の文科省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保として、前述しましたフリースクール等とともにICT等を活用した学習支援などの多様な教育機会を確保する必要性が示されております。併せて、その際の指導要録上の出欠の取扱いについても述べられております。そして、ICT等を活用し、自宅でのオンラインによる学習を不登校児童生徒に対して実施している自治体もあります。本市では、このような取組を実施する考えはあるのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休校や分散登校による対応なども今後予想される中、本市は県内で最も早く高速通信環境と1人1台のタブレット端末を整備することができました。このことによって、ある小学校では別室にタブレットを用意し、教室の授業を遠隔でつないで、教室に入れない児童が学べるようにしています。

また、新型コロナウイルス感染症の関係で自宅待機の児童生徒に対してタブレット端末を貸し出して、オンラインでの授業配信によって家庭での学習支援を行っています。

このように、学習環境が整備されたことで、学校へ通うことが困難な子供たちに対しても、可能な限りタブレットを家庭に貸し出し、オンラインでの授業の視聴など、家庭でも学習ができるように支援し、学びの保障をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

生徒指導上の様々な課題に対して、教育相談は重要な機能を担っております。そこで、現在のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人数配置の状況を伺います。

また、現在の人数配置で適切な対応ができているのか等、教育相談体制の課題について伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 本市では、今年度は県から4名のスクールカウンセラーが配置され、市内の全小中義務教育学校で月に1回から2回、決められた日に勤務しています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症や長期であった休校の影響によって、各学校でのスクールカウンセラーへの児童生徒や保護者の相談数が増えております。中学校では、1日五、

六名の生徒と保護者の不安や悩み相談に応じている状況です。

県のスクールカウンセラーの配置日は不足気味です。本市では、きぼうの広場において市の臨床心理士が平日に教育相談を行っています。ここでは、今年度、小中学校ともに学校開始後の7月に急に相談が増えました。特に中学校では、例年は相談者が固定化してくる10月以降に新規の相談件数が増加している状況です。

きぼうの広場では、広場での教育相談だけでなく、児童生徒の適応指導を実施したり、学校で保護者や児童生徒、先生方の相談にも応じたりといった対応を昨年度は年間1,900件以上行っています。今後も学校や保護者のニーズに応じて、きぼうの広場職員の配置や役割を検討し、教育相談体制をさらに充実させていきます。

また、本市ではスクールソーシャルワーカーをきぼうの広場に週2日勤務で1名配置しています。スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問や登校支援のおかげで、不登校だった子供が給食時から保護者と共に登校し、現在は週に3日、特別支援学級で生活できるようになりました。しかし、19家庭23名の児童生徒へ1人で対応している現状もあり、現在、スクールソーシャルワーカーを募集している現状です。早期に適切な人材の確保に向けて今後も努めてまいりたいと思っています。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 今答弁の中にあつた相談件数が増大しているにもかかわらず、それに対応するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの数が十分でないため、苦しい対応を迫られている実態が浮き彫りになりました。ここは市としての財政的支援が必要ではないかと。強力な後押しが必要かと考えております。市長の御見解を伺いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 教育課題においては、様々な状況がその時代、時代、また環境で生まれてございます。そして、今何が一番必要なのかというと、やっぱりこのコロナ禍での様々なことへの対応が非常に、どういうふうに精神的に作用するか、まだこれは始まったばかりで、私たちにもその実態が分からない状況ですが、ただ想像できることをこれからはやっていって、そして子供たちがこの環境の中でも健全な教育環境が取れるように、そのためにはやっぱり人員の配置も必要なのかなと。ただ、そのなり手が少ない状況ですし、予算というところもあるわけでございますが、この状況を乗り切るためにも人員についての予算など、適宜対応することが重要と考えております。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

学校が抱える生徒指導上の諸課題を解決するには、教師をはじめ学校関係者だけではできま

せん。今年3月の一般質問で述べさせていただきましたが、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティスクールが重要な鍵を担っていると考えます。そこで、生徒指導上の諸課題の解決に向けて、学校運営協議会制度が果たすことのできることは何か、伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校運営協議会とは、学校が抱える課題や子供たちを取り巻く状況を理解し、地域でできることを考えながら、学校長と共に教育目標の実現を目指す組織です。

学校運営協議会では、年度当初、学校のグランドデザインを承認する際に、学校が抱えるいじめや不登校、暴力などの生徒指導上の問題も含めて協議し、学校理解を深めています。

さらに、今年度からは学校運営協議会の委員の皆さんに教育活動の核となる授業をじっくりと見ていただいています。授業を見ることで、学校には特別な支援を必要とする子供たちや貧困家庭にある子供たちなど、様々な課題を抱えている子供たちがいることが分かります。こうした子供たちの実情を知ることによって、いじめや不登校等の生徒指導上の問題も深く理解することができ、先生方が苦戦している状況に寄り添うきっかけにもなり、そこからまた新たな学校支援をスタートできるものと考えて、進めています。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 地域の方々が、「私たちの学校」という意識を持って、地域の子供たちに尽くせるようになることが肝要かと考えております。教育委員会は、その後押しをぜひともよろしく願い申し上げます。

続きまして、学校における働き方改革について質問させていただきます。

昨年10月の本会議で、本テーマについて一般質問させていただきましたが、本日は中学校の長時間勤務の最大の要因である部活動の在り方を中心に質問させていただきます。

去る9月1日、文部科学省で第4回学校における働き方改革推進本部が開催され、部活動の改革などについて議論されました。そこでは、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と、学校の働き方改革も考慮したさらなる部活動改革の推進を目指し、その第一歩として令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域移行を進めていく方向性を示しました。

この会合での報告、議論は「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」でまとめられましたが、その中では部活動の意義を述べた上で、「部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師が担う必要のない義務と位置づけられている」とし、「教師の勤務を要しない日（休日）の活動を含めて、教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師には多大な負担となっている」と、現状の部活動の課題を明らかにしております。

そして、改革の方向性として、「教師の負担軽減を実現できる内容とすることが必要であ

る」とし、「休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すべきであり、一方で休日の部活動に対する生徒の希望に応えるため、休日において部活動を地域の活動として実施できる環境を整えることが重要である」と明示した上で、「学校部活動と地域部活動との連携を図りながら、地方自治体等において地域部活動の実施のために必要な取組を行うことが求められる」と、地方自治体が地域部活動推進の主体となるように求められております。

本市でも、これまで適正な部活動の実現に向けた部活動改革が進められてきたと考えられますが、まずこれまでの取組について伺います。

本市での部活動指導員などの外部指導者の活用状況について伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 現在、牛久市の部活動においては、12名の外部指導者と1つのNPO法人が各部の顧問と連携・協力しながら、技術的な指導を行っています。

内訳は、体操・新体操4名、合唱2名、柔道2名、卓球・剣道・テニス・吹奏楽が各1名です。

今年度は、全中学校合計で2,485時間、1人当たり年間155時間、各部活動の指導に協力いただいております。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 次に、部活動の時間、休養日の基準の設定はどうなっているのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久市では、スポーツ庁から示された「運動部活動のガイドライン」と文化庁から示された「文化部活動のガイドライン」を受けて策定された「茨城県部活動の運営方針」を踏まえて、「牛久市部活動の運営方針」を策定しています。

「牛久市部活動の運営方針」の概要としては、適切な休養日等の設定として、週当たり2日以上以上の休養を設けること、1日の活動時間は平日は2時間程度、休業日は4時間程度とすることを定めています。また、長期休業中においては、部活動以外にも多様な活動を行えるように、閉庁日を含む1週間程度の部活動休養期間を設定しています。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） その他、本市で取り組んできた部活動改革があれば、伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 下根中学校では、今年度より放課後の教職員の研修の時間を確保するために、毎週木曜日の部活動を休みにしました。その時間に、コミュニティスクールの企画

による放課後サポートプロジェクト「カラダ n o スクール」を開講しました。

この「カラダ n o スクール」では、部活動の顧問に代わり、筑波大学アスレチック・デパートメントに所属するインストラクターが指導に当たります。運動系の部活動の生徒だけでなく、文化系や部活動を行っていない生徒も参加することができ、各自の運動能力や目標に応じて2つのコースに分かれて活動しています。

このようにして、下根中学校では本来部活動終了後に行っていた会議や研修を木曜日の放課後に行うことで、働き方改革の一助としています。

市教育委員会では、令和3年度より部活動指導員を中学校に配置するための検討を進めています。この部活動指導員は、教職員なしで単独で部活動の技術指導や大会の引率等を行うことができます。

部活動指導員を配置することによって、教職員の部活動指導に係る時間を軽減し、教材研究や生徒との面談等の時間の確保や、経験のない競技を指導することによる心理的負担の軽減が期待されます。また、専門的な見地に基づいた指導による生徒の技術の向上や、生徒の能力に応じた適切な練習法の導入など、部活動の質的な向上も期待できます。

今後、学校の働き方改革の推進のために、部活動指導員の積極的な配置を進めてまいります。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） ぜひとも積極的な配置を進めていただくようお願い申し上げます。

では、今回議論された休日の部活動の段階的な地域移行について伺いますが、改革の方向性が示され、今後、拠点校において実践研究が進められていき、その成果に基づいて計画的に実現されていくようです。

しかし、「早期に地域移行が可能な学校・地域においては、速やかに休日の地域部活動の実現に向けた取組を進める」とあるとおり、自治体によっては早期実現が可能です。

また、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師は休日の部活動に従事しないこととする。休日の部活動を希望する教師は、教師としての立場に従事するのではなく、兼職・兼業の許可を得た上で、地域部活動の運営主体の下で従事することとなる」と明示されている以上、地域部活動の確立は早急に進めなければなりません。

これらを踏まえて、本市での取組について伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久市では、これまでも「牛久市部活動の運営方針」を策定する中で、1日当たりの活動時間の上限や休業日の設定、部活動サポーターの派遣、令和3年度からの部活動指導員の配置など、持続可能な部活動運営と教職員の負担軽減の両方を実現できる方

策について検討を続けています。

また、休日の部活動の地域移行に関しては、地域部活動の運営を担う人材や指導者を確保するとともに、地域部活動を管理運営する体制を構築する方法等について話し合いを始めています。

今後、休日の部活動を地域に移行していく際に起こり得るメリットとデメリットを整理し、一つ一つの問題点を解決していきながら、令和5年度には休日の地域部活動を段階的に実施できるように、さらなる議論を重ねていきたいと思っています。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 本資料にもあるとおり、これは学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の第一歩にすぎません。今後、平日の部活動にも教師が関わらないで済む方向性に改革が進められるべきと考えております。

さきにも質問しましたとおり、学校現場では生徒指導上の諸課題が山積しております。その課題解決にも奔走せざるを得ない状況にあります。一方で、教師としての本来業務である学習指導、学力向上をおろそかにするわけにはいきません。

昨年10月に一般質問いたしました、基本的には学校以外が担うべき業務や、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務といった、学校及び教師が担う業務の明確化、適正化はまだまだ不十分です。人的支援が必要です。そのためには、財政的負担を覚悟しなければなりません。

一方で、今回の部活動改革にもありましたとおり、学校の働き方改革は地域の力をお借りしていくことが必要不可欠です。それは保護者や地域の皆様の御理解をいただき、協力をお願いしていくことにほかなりません。

ところが、一方で学校の働き方改革を叫ぶと、「教師を楽にさせるのか」といった声も聞かれます。こうした誤解を生む背景には、学校現場が教師たちの献身的な勤務によって支えられているという実態が社会的に正しく認識されていないということがあります。したがって、学校現場の赤裸々な実態と学校の働き方改革の意義と必要性を保護者や地域の皆様にしっかり発信し続けていくことが肝要かと考えます。

しかし、学校自身がこうした発信はしづらいと思いますから、教育委員会が率先して発信し続けていくようにすべきと考えますが、お考えを伺います。

○議長（石原幸雄君） ここで、答弁者に申し上げます。答弁の残り時間が少なくなっておりますので、簡潔にお願いをいたします。

教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 牛久市における学校の働き方改革は、各学校でも積極的に取り組んでいただいておりますが、教職員の配置状況や授業時間数が減らない

こと、部活動の問題などもありまして、大きく進んでいない状況です。

そのような中で、教育委員会と校長会が定期的に会議を持ちながら、お互いに実践すべき事項を洗い出しております。

市民への周知についてであります。令和2年4月に発行しました「うしくの教育」第11号にて特集記事を掲載いたしております。しかしながら、鈴木議員の御指摘のとおり、学校現場の長時間労働の実態について、まだまだ十分な御理解をいただいているとは言えないと認識しております。

そのような中で、先進自治体の中には教育委員会が独自に広報物を作成し、発信しているような事例もあり、そのような先進事例を参考にしながら、独自の広報物の発行や、さらにはコミュニティスクールの学校理解を促進させる活動の中でも、市民の皆さんの理解促進を図ってまいりたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 積極的に発信していかれることを期待しております。

さて、教育委員会のみならず、本市が一丸となって学校の働き方改革に取り組み、教師の負担を軽減し、一人一人の教師が生き生きと学校現場で活躍できるようにすることこそ、何よりも本市をはじめ社会を、未来を担う大切な子供たちのためになると確信します。

ところが、教員採用試験の倍率が2倍を切る、産休・育休・病休等の欠員補充のための講師募集をしても応募がないなど、教師のなり手不足が進行し、学校の働き方改革を叫んでも、現実には業務削減や軽減どころか、業務が増大する一方です。業務負担軽減や処遇改善等を図り、教師という職業に魅力を感じてもらえなければ、今後、学校が立ち行かなくなるおそれもあります。だからこそ、学校への惜しみない財政的・人的支援も必要であると考えます。市長の見解をお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 先ほども答弁しましたが、そのような状況を把握することが一番大事なのかなと思っております。それにはやっぱり現場の学校長、それから様々な意見を聞きながら、現代に沿った教育というのがないと私は思います。今までもいろんな教育の方針が繰り返して示されてきました。ゆとり教育とか、いろんなことが今まで様々行われました。でも、それが今となってはどうなのかという、そういうこともあります。ですから、そういうことを検証しながら、その状況に合ったというのはなかなか難しい、そしてさっきも言ったように教員がなかなか、2倍を切ってしまったような採用についても、これは私は前から言っているんですけども、国の教員の採用の仕方もおかしいんじゃないかということで私も再三言って、これから私も県のほうに行って、もうちょっとその辺の採用の仕方も変える。やはり学校の先生を

変えるためには採用の仕方も変える、そして子供たちにいろいろ教える、部活動もそうだけれども変わる、今からITの教育も変わるということで、やはり現状を見て、そして先が変わることを意識しながら推し進めないと、現状に沿った教育はできないと。それについては、財政負担、教育委員会は牛久の財政でも約4分の1くらいあります。私は教育に投資することを拒むものではありません。ただ、やはり様々な財政を見ながら運営しないと、牛久市全体がなくなっていきます。ただ、私は教育は大事な一つの分野だと思っております。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 市長率先で、学校の働き方改革推進に努めていただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、最後の質問に入ります。

教育ICT環境整備における人的体制の確立についてでございます。

令和2年7月7日、GIGAスクール構想についての引用ですが、「1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現し、これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す」、いわゆるこれが文部科学省のGIGAスクール構想ですが、これが新型コロナウイルス感染症拡大により、当初の予定より前倒して推進され、本市でも11月には1人1台端末と通信ネットワークの環境整備が全ての小中学校で完了したことは、広報うしくでも周知のとおりです。

したがって、予定していた最初の質問、各学校のICT環境の整備状況に対する答弁は求めません。本市でのICT環境整備が滞りなく進められたことに対しまして、教育委員会をはじめ関係各位の皆様の御尽力に深く感謝申し上げます。

さて、文科省ではこうした端末やネットワーク等のハードの整備とともに、デジタルならではの学びを進めるためのソフトの充実、そしてICTを使いこなせる教職員の育成といった指導体制の確立が一体となって取り組まれることが必要不可欠であると示されております。

時間の関係上、次に予定していたソフトの充実の取組についても質問を省略いたしまして、どうしてもお聞きしたいことなんですが、指導体制の確立ということですが、教職員の研修やGIGAスクールサポーター、あるいはICT支援員等による教職員への支援等が指導体制の確立として挙げられますが、本市では具体的にどのような取組がなされているのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 1人1台のタブレットが11月から導入されましたが、子供たちや

先生方は予想以上の早さで使い込んでおり、ほとんどのクラスで活用されている状況です。教室に入れない子供が別室で授業を受けたり、コロナの影響で学校を休まなくてはならない子供たちにタブレットを貸し出し、遠隔授業を実施しておりますが、この際には教育委員会の職員や情報教育指導員が学校に赴き、タブレットの操作についてサポートしています。

今後の指導体制についてですが、GIGAスクール構想に伴う技術的な側面から支援を行うGIGAスクールサポーターを、国の補助を活用して3名配置する予定です。GIGAスクールサポーターは、機器トラブル以外にもICT活用に関する相談や使用方法についての支援など、教員の負担軽減を図るとともに、操作機能の向上を図ってまいります。

そのほか、以前から配置されている情報教育指導員や指導主事がおりますので、各学校を定期的に訪問して、より具体的な授業場面での効果的な活用方法について個別に支援していきたいと思っております。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 各校で実際に様々な取組がなされていることは、私も承知しております。しかし、一方でこうしたICT機器の取扱いに不慣れな先生方がいらっしゃることも事実です。いわゆる情報格差、デジタルデバイドの問題と言ってもよいと思います。ICT環境が整備されたといっても、これらが有効に活用されなければ、GIGAスクール構想が目指すところの「多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びに寄与するものであり、特別な子供たちの可能性も大きく広げる」という、この目的が達成されません。

同時に、ICTの導入・運用は、授業準備や成績処理等の教師の業務負担軽減にも資することになり、学校における働き方改革にもつながる新たな教育の技術革新だと思います。しかし、現実の研修やサポート体制では、これだけで賄うことは非常に難しいと考えます。なぜなら、ICT機器活用の助言・支援を必要としている先生方は各校に決して少なくないからです。

そこで、多様な外部人材をボランティアとして募り、各校に少なくとも1名以上配置して、教職員の支援に向けるといった本市としての独自の取組を進めるべきと考えますが、お考えを伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 現在、ほとんどのクラスで子供たちや先生方によるタブレット端末の活用が進んでいる状況ですが、今年度は地域の方でICTに詳しい方2名が情報教育サポーターとして学校のICT支援に当たっています。学校の支援要請に対し、すぐ対応していただいているところです。

今後も教育ICT環境整備における人的体制については、各学校での活用の状況に応じて検

討してまいりたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） ぜひとも前向きに取り組んでいかれますようお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（石原幸雄君） 以上で1番鈴木勝利君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時15分といたします。

午前10時54分休憩

午後 1時16分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、7番伊藤裕一君。

〔7番伊藤裕一君登壇〕

○7番（伊藤裕一君） 会派フォーサイトの伊藤裕一です。

本日は、大きく3点質問させていただきます。

1点目は、牛久運動公園野球場の改修についてです。

建設から39年が経過した牛久運動公園野球場は、高校野球の公式戦への対応等の理由から、2期にわたる改修工事が行われているものと承知をしております。

整備工事完了の暁には、地域の主要なスポーツ施設の一つとして、市民等の利用者の利便性が高まり、市外からの来客の増加が期待できると考えますが、これまでの同野球場改修工事の概要、今後の3期改修工事計画についてお示しください。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 牛久運動公園野球場は、昭和56年10月に開場し、市内外を問わず多くの野球愛好者の皆様に利用していただき、親しまれてまいりました。

そのような中、牛久運動公園野球場での高校野球の夏の公式戦開催誘致、またプロ野球イースタンリーグ公式戦など大型イベントの誘致などに対応できる球場への改修要望の機運の高まりを受け、まず平成23年度から24年度にかけて、グラウンド拡張をメインとした第1期改修工事を行い、当時、両翼が93メートルだったものを100メートルへ、センター方向が112メートルだったものを122メートルへ拡張し、各種公式戦への対応を可能といたしました。また、同時にレフトスタンド、ライトスタンドに芝生席を整備いたしました。

平成25年度には、既存のバックスクリーンからLED電光掲示板への改修工事、その後、平成26年度から27年度にかけて1塁側、3塁側を含むメインスタンドの観客席の増設改修、

本部席を含む管理棟の改修を第2期改修工事として行い、約3,800名を収容できる球場へと改修し、現在に至っております。

今後の計画についてでございますが、改修工事の最終段階となる1塁側、3塁側の両内野スタンドにおきまして、さらなる観客席の拡張、メインスタンドへの屋根新設、防球ネットの新設、現在4基ある照明灯の撤去等を行い、全体として収容人数約6,000名程度とし、高校野球夏の県大会等の各種公式戦のさらなる誘致はもちろん、野球をするためだけの球場というのではなく、見るスポーツを体現できる場所として、また人々が集う憩いの場としての球場となるよう、第3期改修工事の計画をしております。

これらの整備を進めるに当たりましては、利用団体はもちろんのこと、県高校野球連盟などの関係団体とも十分な協議・調整を行いながら、また財政面におきましても国などの補助金採択に向けた調整を進めながら、市全体の公共事業の進捗状況を鑑み、しかるべき時期に第3期となる改修工事を行い、各種公式戦の開催が現実のものとなるよう進めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 御答弁をいただきましたように、改修工事完了により高校野球の開催をはじめ独立リーグや2軍を含めたプロ野球球団の試合開催の増加等も期待できるものと考えます。いわば箱の部分、建物の部分は完成していくということになりますが、今後、この野球場をどのように活用していくかということが重要であるかと考えます。そこで、今後の牛久運動公園野球場の活用計画をお示してください。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 現在の運動公園野球場の活用状況でございますが、市民の健康増進のための身近に野球を本格的に楽しめるスペースとしての球場であるほか、平成27年度の施設改修以降にはプロ野球イースタンリーグの開催、首都大学リーグ公式戦、茨城県初のプロ野球球団である茨城アストロプラネッツの公式戦での利用など、茨城県内でも有数のアクセスのよさから、様々な公式試合が開催をされております。

一方で、第1期牛久市教育振興基本計画では、市内でスポーツを観戦する機会を提供することで、市民のスポーツに対する関心を高め、生涯スポーツへの意識向上を図ることを目指しております。

また、平成29年に策定されました国の第2期スポーツ基本計画では、「スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の創出」が掲げられており、「スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで、みんながその価値を享受できる。

スポーツを生活の一部とし、人生を楽しく健康で生き生きとしたものにできる」とされており
ます。

そこで、先ほどの答弁でも申し上げましたように、運動公園野球場を高校野球の夏の県大会
などが開催できる規模へのさらなる整備を実施することで、市民へより多くのスポーツ観戦の
機会を提供することができ、「する」スポーツのみならず、「みる」スポーツということを通じ
て、より生涯スポーツへの関心を高めることができるものと確信をしております。

また、過去には運動公園野球場を使用してピザフェスタの開催など、野球に限らず、イベン
ト会場として利用してきたこともございます。そのようなイベントの開催につきましても、市
商工会をはじめとする関係団体と協議を行い、多くのイベントの開催をしていただけるよう、
周知をしまいたいと考えているところでございます。

今後は、これまで以上に高校野球はもとよりプロ野球をはじめとするより多くの大会やイベ
ントを誘致、開催し、スポーツをするだけの場所としての野球場ではなく、市民の憩いの場と
しての運動公園野球場を目指しながら、併せて市民の生涯スポーツに関する意識向上に寄与し
ていきたいと考えているところでございます。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 次に、文化・スポーツ全般での話になりますが、本市での文化講演事
業は、チケット代の設定、講演内容の偏り等の課題が指摘されております。その運営体制の在
り方も検討する必要があります。やはりこの種の事業は興行のプロが行うことで、より多く
の方に見ただけのではと考えるとともに、インフラ整備が一定程度達成された現代社会
にあっては、精神的なものや健康を高める文化・スポーツの役割は重要であり、これらの振興
の推進役が必要になってくると考えるところです。

聞くところによれば、文化やスポーツの普及振興を行う文化・スポーツ財団を設立する自治
体があり、同財団の設立は今後本市においても検討に値すると思えますが、本市において文
化・スポーツ財団設立を検討するお考えはないか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） スポーツ基本法では、その前文において「スポーツは世界共通の人類
の文化であり、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なもので
あるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である」と
されております。

また、同法において、「スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の
保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面
にわたる役割を果たすもの」ともされています。

また、文化芸術基本法や「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」において、地方公共団体にはまちづくりとして地域の特色ある文化芸術活動を推進していくことが求められております。

牛久市が今後成熟したまちとしての発展を目指し、市民はもとより多くの人々から認知されるためには、物質的な豊かさばかりでなく、精神的な豊かさを享受できるようなまちづくりが必要と考えます。

スポーツや文化は、私たちに感動や喜びをもたらし、さらにそれらの活動を糧として、地域住民の交流を促し、地域の一体感や連帯感を深める原動力となり、その振興はこれまで以上に不可欠な要素であると考えます。

そのような中で、現在、県南県西の9市が構成員となり、「スポーツによる地方創生官民連携プラットフォーム」が立ち上がり、産・官・学連携による地域スポーツコミッションの設立を目指した活動が始められています。ここでの活動は、まさにスポーツ基本法に掲げる「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営む」視点から、地域におけるスポーツ振興、スポーツツーリズム推進の広域的な活動であり、本市といたしましても今後の発展的な展開に大きな期待を寄せているところです。

ところで、これからの人口減少社会においては、これまで以上にコスト意識を持った行政運営が求められております。公益性を確保しながら、収益性を重視した視点が必要となりますが、特に文化・スポーツのような分野は個人の嗜好により求められる内容に幅があるため、多様化する市民のニーズに対応しながら経費の節減を図るには、民間との協働による事業展開手法は大変有効な手段と考えております。

そして、行政の直接実施では見込めない効率性や機動性といった民間の特性を生かした事業展開を期待した場合や、先ほど御紹介しました地域スポーツコミッションとの将来的な連携等も勘案した場合、伊藤議員御提案の文化やスポーツの振興のために財団法人を設立するという考え方は有効な手段の一つであると思われまますので、実現の可能性について検討をしてみたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 文化・スポーツ財団の設立を検討いただけるということで、次の質問に移りたいと思います。

次は、eスポーツの活用についてでございます。

コンピューターゲームをスポーツとして捉えるeスポーツは、茨城国体では文化プログラムの特別競技に採用され、2022年開催予定の中国の広州市でのアジア競技大会では正式にメダル種目として採用されることが決まるなど、その普及が進んでいます。

令和元年第3回定例会一般質問で、本市のeスポーツの活用について質問したところ、新た

なeスポーツ開催の計画はないとのことでありましたが、その後、国の地方創生臨時交付金の活用により、エスカードホールに4K対応プロジェクター並びにW i - F i の設置が決まり、eスポーツ大会の会場として同ホールを貸し出していくことになりました。

さきの10月24日には、全国都道府県対抗eスポーツ選手権2020鹿児島ウイニングイレブン部門茨城県予選南地区大会がエスカードホールで開催され、私も視察として観戦させていただきました。

そこで、同大会の開催概要や、大会参加者の反応についてお示しください。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 10月24日にエスカードホールにて開催されたeスポーツ大会は、昨年、いきいき茨城ゆめ国体の文化プログラムとして実施された全国都道府県対抗eスポーツ選手権2019IBARAKI大会に引き続き開催される予定であった全国都道府県対抗eスポーツ選手権2020KAGOSHIMA大会のe F o o t b a l l ウイニングイレブン茨城県南地区予選として開催されたものです。

本年度の全国都道府県対抗eスポーツ選手権は、当初、茨城県と同様にかごしま国体の文化プログラムとして予定されておりましたが、国民体育大会が延期となったことから、国民体育大会としてではなく、全国都道府県対抗eスポーツ選手権として開催されたものです。

茨城県南地区予選の開催に当たっては、昨年度、国体での開催実績があるつくば市や、そのほか、いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト推進協議会に加入している市町村等が開催候補地として挙がる中、最終的に牛久市のエスカードホールが選定されたものでございます。

大会当日の様子は既に御存じのことと思いますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から無観客とするなど、入場者の制限等を行う中で、高校生の部4チーム、年齢制限のないオープン部では16チームが参加し、それぞれトーナメント方式で実施されております。

なお、大会終了後、参加者からは「とてもきれいな施設で、気持ちよくできた」という意見をいただいたほか、茨城県の担当職員や、今回のイベント運営を請け負った民間企業からは「中規模のイベントであれば最適なサイズで、照明や音響は十分に整ったしっかりした施設だった」「牛久シャトーを連想させるようなレンガ調のデザインで、こんなきれいな会場できてよかった」といった感想をいただき、eスポーツ大会が行われるそのほかの会場と比較しても遜色のない会場であると認識をしたところでございます。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 答弁中に、いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト推進協議会に参加しているというお話がございましたが、こちらの協議会はどういったものなのか、お示しを

いただければと思います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト推進協議会は、産・官・学が連携しまして、茨城県内のeスポーツの振興を図り、関連産業の活性化や新産業の創出、また全国に向けた茨城の魅力発信につなげることを目的としまして、今年度設立されたものでございます。

この協議会の事務局は茨城県の産業戦略部産業政策課で、事業内容といたしましてはeスポーツの普及や啓発に資する事業、eスポーツを通じた産業振興や地域振興に資する事業などとなっております。

ちなみに、協議会の会員につきましては、eスポーツに関する取組を行っている、または実施を検討している企業や機関、団体等で、本年11月末現在の会員数でございますけれども、牛久市など26の市町村を含めました89の企業や機関・団体となっております。

今年度の取組といたしましては、この協議会では10月に当市のエスカードホールで開催されました全国都道府県対抗eスポーツ選手権2020KAGOSHIMAウイニングイレブン大会のほか、企業対抗戦の実施とか、あるいは普及啓発活動などというふうになっております。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） eスポーツには、依存症等の心配がある一方、前回の質問時には答弁の中で「性別、年齢、障害の有無などの違いを乗り越え、公平な環境で挑戦できる競技であることから、共生社会への理解促進が図られる上、認知症の改善や軽減にも効果がある」という考え方も出てきていることが述べられました。

また、新型コロナウイルス感染症が抑制された後には、誘客効果も見込めることから、依存症等の問題に配慮しながら、今後の活用を進めていくべきと私は考えます。

また、スポーツの歴史を振り返れば、明治時代末期には当時の東京朝日新聞が著名人の野球を批判する談話を掲載し、野球害毒論が唱えられたといえます。野球について、「学生の大切な時間を浪費させる」「盗塁があるから、相手を常にペテンにかけようとする」など、今では考え難い批判が当時展開されたのであります。まだ誕生して間もないeスポーツの評価も、長い目で見れば変わってくるのではと思うところです。

そこで、今後の本市はeスポーツをどのように活用していくのか。さらに、公共施設の整備が計画されているエスカードビル4階で新たなeスポーツに関する整備計画はあるのか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 今回のeスポーツ大会の開催は、あくまでエスカードホールという公共施設を活用した一つのイベントの開催であり、この点ではエスカードホールで開催される音楽コンサートや映画上映などのイベントと何ら変わりはないものであります。

今後の公共施設の活用を考えた場合であっても、eスポーツイベントの開催はあくまで公共施設の利活用の一つの手段であると考えております。

次に、エスカード牛久ビル4階の公共的利活用の中での計画についてでございますけれども、現在、eスポーツはオリンピックの新種目としての検討がなされていることや、経済産業省においてeスポーツ市場は今後拡大が見込まれる市場であり、地方創生や人材育成の面でも期待が持たれていること、さらにはeスポーツを推進していくという茨城県の動向等も踏まえた上で、今後新たに整備する公共施設の活性化の一つの可能性としてeスポーツに触れられるeスポーツカフェのような空間の整備を検討しているものでございます。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） エスカードビル4階につきまして、eスポーツカフェのお話がありましたが、いつ頃までに検討する予定か、伺います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 本年5月に策定いたしましたエスカード公共施設基本構想・基本計画の中で、日常的にスポーツを体験できるようなeスポーツの練習スペースの設置を計画しているところでございます。今年度、この基本構想・基本計画に基づきまして実施設計業務を進めておりますので、今後その中でエスカード牛久ビル4階でのeスポーツに関する定義については明らかになってくると考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 基本構想・基本計画にのっとり、基本的にはeスポーツに関連する施設を整備していくという方向性で考えていらっしゃるということによろしいのか、確認をしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） ただいま議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） それでは、3点目の質問に移らさせていただきます。

農業従事者の高齢化が進む中であって、本市においても休耕地や耕作放棄地対策は急務であり、農地中間管理機構との連携を図りながら、農地利用最適化推進委員並びに農業委員により

農地利用の最適化の推進が行われているものと承知をしております。

ところで、休耕地対策の一環として、各地で比較的作業量の少ない作物を植える試みが行われております。タンパク質やビタミンB群、ルチンなど、豊富な栄養を含むソバは、栽培もしやすく、こうした休耕地対策の作物の一つとして採用されています。

NEWSつくばというニュースサイトによれば、阿見町では耕作放棄地対策として茨城大学農学部と協力の下、ソバ作りを推奨しているとのことであり、ひたち野うしく駅近くの同町荒川本郷では耕作放棄地を活用した一面のソバ畑が広がっております。驚くべきことに、平成27年以前には町内で一切ソバ作りは行われていなかったにもかかわらず、町内の作付面積は6年目の今年、80ヘクタール超に達し、同町の畑面積のほぼ1割に相当するとのことでありませぬ。

ソバは、開花時期となると白い花を咲かせ、開花した一面のソバ畑は期間限定の観光スポットとなり得る魅力を有しており、菓子類等への加工を通じた6次産業化、牛久シャトーとの連携の可能性も考えられるなど、優れたポテンシャルを持っているものと考えます。

そこで、本市でもソバ栽培を促進すべく、牛久グリーンファーム株式会社でソバ栽培に取り組んではいかがでしょうか、見解を伺います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

ソバは、日本の文化に深く根づいた作物であり、人気の高い食材です。栽培においては、肥沃な土地でなくとも、肥えた土地でなくとも、水はけがよければ育つと言われまして、牛久市内でも過去には水田転作事業で栽培されたことがありましたが、現在ではごく一部の農業者による畑作に限られています。

また、牛久グリーンファーム株式会社が栽培してはどうかとの御提案ですが、同社は学校給食に小麦を提供しておりまして、アレルギー対策の観点から混入することは避けなければならない状況でございます。

市では、遊休農地や耕作放棄地を未然に防ぐため、中間管理事業の推進や農業委員、農地利用最適化推進委員からの事前情報による担い手探しを実施しておりますが、現在、市では新たにワイン用のブドウの栽培希望者の呼びかけをしておりまして、徐々にではございますが問合せが出てきているところでございます。

今後、現在栽培協力が進んでいる茨城農芸学院はもとより、JA水郷つくばとも協力し、生産者の確保に努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） ソバはアレルギーがあるので難しいというお話がございました。ソバのアレルギーは強いので、混入を避けることはもちろん不可欠であります。しかしながら、対策を行いながら、隣接する阿見町をはじめ各地で栽培が行われているのでありまして、殊さらにソバの危険性を強調するのも違うのかなと思うところです。また、小麦や落花生にもアレルギーはあり、小麦アレルギーの方は十割そばなら食べることが可能です。グルテンフリーの小麦粉を使用しない菓子類なども開発されており、健康志向の人や小麦アレルギーをお持ちの方に食されているとのことでございます。

ブドウ栽培のお話もありましたが、平成30年第1回定例会一般質問で牛久産ブドウによる牛久でのワイン醸造を取り上げた当初、「牛久はブドウの栽培適地ではないので、生産拡大の考えはない」との答弁でした。当時は、素人が何を言うのかと思われたかもしれません。しかし、牛久シャトー株式会社の設立に伴い、御答弁のとおり茨城農芸学院等でブドウ栽培が進み、牛久産ワインの実現が視野に入っている現状にあります。そのような状況変化があることに鑑みますと、できない理由を探すのではなく、どうしたらできるかを考え、真剣な調査研究を重ね、検討をすることが大事と考えます。

牛久グリーンファーム株式会社によるソバ栽培は、今すぐは難しいとしても、検討するお考えはないか伺います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 今、伊藤議員のほうからいろいろアレルギーについてのお話が出ていたと思うんですけども、繰り返しになってしまうんですが、学校給食に小麦粉を提供している観点から、混入というのは避けなければならないのです。県の農業指導においても、「一粒でも」という表現が使われています。ということは、やっぱり子供さん方の安全を守るためにも、そういう提供について混入は避けなければならない。ですので、現状としては、給食に提供している以上は残念ながらソバの栽培には手が出せない状況だということだけ御了承いただければと思います。

○議長（石原幸雄君） 伊藤裕一君。

○7番（伊藤裕一君） 食の安全は最も大事でありますので、やむを得ない部分もあるかと思えます。しかしながら、今後の状況変化等を踏まえまして、アンテナは常に立てていただけるようお願いをいたしまして、私の一般質問を終了とさせていただきます。

○議長（石原幸雄君） 以上で7番伊藤裕一君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時5分といたします。

午後1時47分休憩

午後2時05分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番北島 登君。

〔13番北島 登君登壇〕

○13番（北島 登君） 日本共産党の北島 登です。

発言通告に沿って一般質問を行います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルス感染症、これは今第3波が押し寄せて、牛久市においても連日新たな新規感染者が報告されています。市職員、議員からも感染者が確認される、そういう事態にまでなっています。このパンデミックを止めるための手だてを、行政としてどのような対策を取るのか、どのように市民を守るのか、そして市内の経済、大きな打撃を受けている商工業者への支援をどうするのかについて質問します。

まず、感染症の対策は昔から隔離、保護、これが原則でした。天然痘やペスト、コレラ、そしてインフルエンザ、人類は様々な感染症と闘ってきた歴史があります。日本においては、奈良時代、天然痘が大いにはやり、併せて干ばつが起こるといような事態、まさに今新型コロナと、そして気候危機に襲われている現在をほうふつとさせるような状況にもなっております。

今回の新型コロナウイルス感染症は、まだ治療の特効薬がない、そして一部の国では開始されましたがワクチンの開発途上であるというような状況。そのため、感染を食い止めるためにはやっぱり感染者を早く見つけて、保護、隔離、これが感染拡大を止めるための最善の方法です。しかし、無症状の感染者が多くて、感染者を見つけていくという、この特徴があります。そのため、無症状の感染者が意識しないまま感染を広げていく可能性があります。実際には、感染者は症状が出ている人の数倍に及ぶのではないかというようなことも言われております。このような状況に対して、感染者をいかに発見し、保護、隔離するか、感染拡大を防ぐために重要です。

しかし、政府はG o T oキャンペーンを来年6月まで延長するということを決めるだけで、感染の拡大を止めるための具体的な手だてについてはまだ何ら新しい策を取っていません。そういう無策ぶりを示しています。

こうした中、住民を守るために自治体として最大の努力をすべきではないでしょうか。市内でも市職員、学校、幼稚園、保育園で感染者が確認されており、これからも広がる様相を見せています。

そこで、まず検査の実績について伺います。

医師会の協力によって、牛久市でも10月からPCR検査センターが設置され、かかりつけ医、登録医療機関を受診して、その結果、医師によりPCR検査が必要と判断された人が検査を受けることができます。これまでの検査数、陽性者数と、陽性率はどれだけでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） お答えいたします。

国におきましては、PCR検査を必要とする患者に適切に検査を実施する体制を早急に整えるための対策として、地域外来・検査センターの設置を進めております。10月30日現在、県内には16か所設置されておまして、牛久市医師会PCR検査センターは10月1日より開設をしております。

実績といたしましては、昨日、12月9日までの70日間で計39日開設、38名の検査を実施いたしまして、陽性者は6名となっております。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 38名の検査で陽性が6。比率は非常に高いですね。十数%、今ちょっと暗算できませんけれども、18%程度かと思えますけれども。これをどのような判断をしたらいいかは、いろいろな見方があると思えます。

次に、検査の拡充、これがもっと必要ではないかと。限定された部分だけではなくて、今の検査方法、体制では、濃厚接触者以外の無症状の感染者は見つけられない状況です。感染経路不明の感染者も増えています。このような状況に対して、検査の抜本的な拡充が必要ではないか、そう考えております。医療機関、介護・福祉施設、学校、学童クラブ、幼稚園、保育園など、対象に定期的な検査を行い、感染者を保護、隔離することが早急に求められています。

また、重症化しやすい65歳以上の高齢者で、希望する人に対する安い金額でのPCR検査を、土浦市、笠間市が実施することを決めました。牛久市においても、ワクチン接種が感染を食い止める効果が出るまでの間、PCR検査、抗体検査等を行い、医療機関、介護・福祉施設、学校、学童クラブ、幼稚園などを対象に行うべきではないか。そして、65歳以上の希望者にも行う、そういう考えはあるかどうか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） PCR検査の拡充といたしまして、インフルエンザ流行期に地域のかかりつけ医において発熱患者等が適切に診療及び検査を受けられるようにするため、県において診療・検査医療機関の整備を現在進めております。11月16日現在、市内では11医療機関が公表されておまして、牛久市は水戸市と並んで県内で一番の検査体制が充実している状況となっております。

一般の希望者へのPCR検査につきましては、国は「令和2年度新型コロナウイルス感染症流行下における一定の高齢者等への検査助成事業」におきまして、65歳以上の高齢者及び基礎疾患のある方のうち、希望者に対し市が検査を行った場合、検査料の2分の1を国が支かう助成事業を行うとの通知がございました。近隣では土浦市が実施をしておりますが、牛久市といたしましてはPCR検査拡充の中、一般の希望者の検査につきましては個人の都合をどの程度認めるべきか検討が必要なこと、また、現在県では福祉施設や保育園、学校等で感染者が発生した場合、保健所の判断で濃厚接触者以外の方に対しましても検査対象者を拡大し実施していることから、市独自によるPCR検査の実施については今後国、県の動向を捉え、必要性を慎重に判断し、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） ただいまの答弁で、福祉施設等が出た場合、濃厚接触者だけでなく拡大して検査を進めている、そう答えられましたが、私ども、市からの情報しかないんですけども、市内のこども園において感染者が出たときに、その担当クラスだけしか検査しなかったようなことが書かれていましたけれども、その場合、あるいはもう一つは市の保育園で感染者が出たとき、職員全員、そして通っている子供、どの範囲まで検査したか、分かりますでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） 各施設等、保育園あるいは高齢者施設等で感染者が発生した場合には、保健所のほうでその対象となる接触の状況ですね、その確認を、まず聞き取りを行って、濃厚接触者を特定するわけでありますけれども、現在はその濃厚接触者と特定された数人以外のところにつきましても、可能性があるところはPCR検査を拡大して行っているというところがございます。先般、議員さん方もPCR検査を行ったと思いますが、全員濃厚接触者として特定されたわけではなくて、PCR検査を万が一のために行ったというところがあります。そういったところも踏まえて、十分保健所のほうもPCR検査を行政検査として導入して、万全な対応を取っているところであります。そういった状況でありますので、実際に各施設、幼児保育・教育施設、あるいは高齢者施設でどの程度まで調査を行って、何人、どの程度というのは保健所の範疇になりますので、詳細は分かりませんが、PCR検査の部分については拡大をして行政検査を行っているという状況になります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 保健所あるいは県からそういった具体的な情報が市には伝わっていないということが分かりました。

次に、現在の市内の感染者の状況についてお尋ねします。

牛久市での重症者、中等症、軽症、そして無症状の人はそれぞれ何人でしょうか。累計と、現在治療中の人数は何人でしょうか。また、自宅療養をしている人は何人でしょうか。分かればお答え願います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） 新型コロナウイルス感染者の状況につきましては、保健所からの陽性者報告及び県のホームページによりまして、患者概要として把握をされます。この患者概要は、保健所が本人及び診察を行った医師からの情報を基に作成されまして、患者本人の了解が得られた後に公表となります。

患者概要の内容は、年代、性別、居住する市町村名、職業、発症日、陽性判明日、濃厚接触者か新規の感染者かの区別、陽性判明時の症状、これは軽症、中等症、重症などの陽性判明時の症状の区別となります。

直近の昨日12月9日時点での県内療養中の352名の内訳は、自宅療養が127人、宿泊施設での療養が54人、入院中が171人、うち軽症者97人、中等症が58人、重症が16人となっております。こちらは県全体の数でありまして、市町村別は公表されておられません。

県の公表している患者概要によりまして、市の陽性判明時点での症状区分につきましては、昨日12月9日までの合計で陽性者が74人、この74人中、軽症者52人、中等症3人、重症者がゼロ、症状なしが8人、調査中ほか11人となっております。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 今の答弁の中で、牛久市において自宅療養を行っている人の数は分からないということですか。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） 保健所の対応になりますので、保健所の指示でそれぞれ感染者、例えば療養施設に入ったり自宅療養だったりというのがありますので、その情報は市のほうに入ってきておりませんので、今のところ捉えることができません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） ここで自宅療養者、家族といれば家族内感染の危険が非常に高いわけですし、家族全員が外出できなくなるということにもなります。一人暮らしならば、なおさら毎日の生活必需品、こういったものの入手が困難になります。そういったところへのフォローがどうしても必要になるんですが、市としてはそういったことができるような情報が入っていない。これはやっぱり、今はもうどこでも保健所は手いっぱいな状態なので、きめ細かな

といたしますか、きちんとしたフォローができているのか、ちょっと疑問に感じるところです。そういう状況の中で、市として何ができるか。やっぱり県に対してきちんとした情報の提供、そして市として市民を守る上からもフォローできるようにすべきではないかというふうに思いますが、市の見解を伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） 県内の自宅療養者は、昨日12月9日時点で127人となっております。

自宅療養者に対しましては、感染症法に基づきまして、電話により保健所保健師が毎日の体調チェックと本人及び家族に対する生活指導を行っております。

同居家族は、原則濃厚接触者となることから、2週間の自宅待機を行っております。

牛久市におきましても、8月に全戸配布をいたしました「感染症ガイドブック」あるいはホームページ等で、家族が感染者、濃厚接触者になった場合の感染予防として、家庭内で注意したいポイントを掲載し、周知をしているところであります。

自宅療養者が一人暮らしであった場合、食料の入手が困難になりますが、県が配食サービス事業者と契約を締結しまして、食事を療養者宅の玄関へ宅配する制度ができております。都道府県により市町村に委託があった場合には、市が間接的に補助を利用し、実施するケースもありますが、現在のところ県による要請は来ていない状況であります。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 現在のところの感染者数ではそういった対応でも何とかなっているというふうには思いますけれども、これからもっと増えた場合はどうなるのかを考えると恐ろしいものがあるので、そういった想定も含めて、県に対してきちんと情報の開示、しかし個人情報については公開すべきでない、あるいは感染症の情報についてはいろいろ扱いが難しい問題があります。そこで、やっぱり正確で迅速な情報、これを発信することが大事ではないかと。市内の幼稚園で感染者が出たとき、同様の施設に保護者から何度も多く問合せがあったと。そして、その責任者が市の担当部署に問合せをしても、正確な情報を教えてもらえなかったと、非常に怒りを込めて言っていました。個人を特定できるような情報は公表すべきではない、しかし必要な情報は伝えるべきではないか、併せてどう対応するかについても指示すべきというふうに思いますけれども、どうでしょうか。不正確な情報によるデマ、憶測によって被害を被ることもあります。市として、今後の情報発信についてどのようなお考えか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） 感染情報につきましては、市は保健所から患者概要の報告

を受けておりますが、そのタイミングは県が情報を公開するその日の夕方から夜間でありまして、マスコミ報道とほぼ同時となり、その情報は翌朝、市のホームページに掲載をしております。また、毎日10時50分よりFMうしくうれしく放送、「今日の新型コロナ感染症情報」においても感染情報を発信しております。

クラスターなど影響の大きい場合には、非公開情報であっても必要な情報を得られるよう県に働きかけるとともに、公開する場合には感染者への差別的偏見や関連施設等への風評被害が生じることのないよう、慎重に情報の取扱いを行っております。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） クラスターが起こった場合はという答弁の中で、そのクラスターは何人以上の感染者が発生した場合なのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） クラスター等の明確な定義というのはあれですが、通常新聞等の報道によりますと5名、6名でクラスターかというような表現もされるわけですが、おおむね県のほうでは10名程度の感染者が一つの施設で発生した場合、クラスターという認定をして運用しているような形になっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 10名というのは結構多い数ですね。分かりました。

そして、これは質問通告にはないので、答弁は必要ありません。今朝の同僚議員の質問にもありましたが、コロナの感染の恐怖等で不登校の人が大分出ている。児童生徒が。例えば小学校では県内で28名、中学校は43名というような数字も上がっていますけれども、また、SNS、ソーシャルネットワークですね、これでのいじめが増えているということも聞きます。そこで、スクールカウンセラーの配置・時間拡大で、きめ細やかな児童生徒へのメンタルケアが必要だと思うので、ぜひ検討していただければと思います。

続いて、これまでの支援策の実施状況について伺います。

事業者支援金、緊急小口資金、妊婦への特別給付金について、それぞれの件数と金額はどれだけでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 牛久市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により売上げに影響があった市内中小企業・小規模事業者を対象に、国の持続化給付金の対象とならない事業者へ市独自の支援金を一律20万円支給しています。

売上げの減少率は、国の持続化給付金が前年同月比で50%以上であるのに対し、牛久市事

業者支援金は前年同月比で30%以上50%未満の事業者を対象としており、11月末日現在の実績は、申請件数166件、支援金の交付決定総額は3,320万円となっております。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） 緊急小口資金特例貸付の対象世帯は、新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯でありまして、貸付けの内容は貸付上限額を20万円以内、据置期間1年以内、償還期限2年以内、無利子、保証人不要となっております。

申込窓口は社会福祉協議会でありまして、これまでの貸付けの状況は本年3月末より11月末までの相談件数が1,044件、貸付件数が344件、貸付総額が6,427万円という状況となっております。

また、牛久市の妊婦応援特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症予防に留意しながら、精神的・身体的負担が大きい妊娠期を過ごす妊婦を応援する目的で、本年8月より給付を開始いたしました。

対象は、4月27日時点で妊娠中の方、及び給付金申請開始の8月1日までに妊娠届を提出した419名の妊婦、それ以降牛久市に妊娠届出書を提出している妊婦149名に、転入された妊婦を加え、11月26日時点で対象者は587名、胎児1人当たり一律10万円の支給となります。

給付の実績につきましては、今月12月4日現在で申請者572名中561名、98.1%の支給率、総支給額は5,660万円となっております。

申請支給期間は、来年、令和3年3月31日までとなっております。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 妊婦応援給付金、非常に高い率で支給されているということで、いいと思いますが、緊急小口資金の相談件数が1,000を超えているのに対して344件。この差は何によるのでしょうか。その条件に該当しない人も多く相談に来たのかどうか、この窓口で特別厳しく絞っているのか、書類の不備なのか、そういったところの理由を教えてくださいと思います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） 緊急小口資金は、1,044件という相談件数というところで答弁させていただきましたけれども、生活資金で困っている方の全ての相談件数でありまして、例えば訪れた方が、20万円という上限がありますので、その金額では間に合わないとい

か、様々な理由によって申請を控えたというか、そういう方もいらっしゃいますし、様々な状況があります。この相談件数は全て生活資金で困った方の相談なんですけれども、実際に支給した、支援をしたというのは大分少なくなって、344件となっている状況であります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） それでは、次に国保税、住民税、固定資産税等の納税猶予、その件数と金額はどれだけでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 総務部次長野口克己君。

○総務部次長兼管財課長（野口克己君） 市税の徴収猶予申請は、11月末時点で90件、金額にして3,619万7,900円です。この徴収猶予の期限は、令和3年2月1日までに納期限が到来する全ての税目が猶予の対象で、各納期限から1年間ということになっております。

期限延長等につきましては、今後も国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 今の状況で、所得が減って、なかなか払えないという人がいるとは思いますが、今払えない市民、これは新型コロナの終息あるいは大きく減って、経済状況が改善しないと払うことはできない、そういう市民ではないかというふうに思います。こうした市民に対しての税の減免制度について、あれば教えていただきたい。あるいは今後もそういった対応ができるのかどうか、お教え願います。

○議長（石原幸雄君） 総務部次長野口克己君。

○総務部次長兼管財課長（野口克己君） 確かに新型コロナ、なかなか出口が見えないという状況で、厳しいという事業者の方が多いと思います。こちらの徴収猶予の今後、それからそれ以外の税の手当てということについては、今後の国の状況を見て、適切に考えていきたいということでございます。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 様々な支援策についてお伺いしましたが、こういった支援策、コロナの状況に応じて期間の延長、これは検討できるのか。先ほどからやっぱり国の動向、これが大きいというふうに思いますけれども、市独自としても取り組む、あるいは給付金については再度の給付、これが必要ではないか。ただ、例えば事業者支援金の場合は国が給付しない50%以下の減収というところで、市がその分を補填しているという、そういう関係では国の動向は非常に大事ですが、市独自で行っている支援についてはやっぱり継続、そして延長、これをぜひやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 牛久市事業者支援金、国の持続化給付金ともに、申請期限は令和3年1月15日までとなっております。議員さんのおっしゃるとおりです。

牛久市事業者支援金は、国の持続化給付金の対象とならない事業者に向けた支援策であるため、減少率及び牛久市独自に設けました本年創業した事業者に対する部分の条件以外は交付条件を国と同一にしておりまして、国が申請期限を延長する場合以外は期限の延長ということは考えておりません。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長飯野喜行君。

○保健福祉部次長（飯野喜行君） 緊急小口資金特例貸付の支援期間の延長につきましては、当初、受付期間が9月末までであったところ、本年12月末まで受付期間を延長する旨、国から通達が発出されたところであります。

また、おとといになりますが、12月8日付で厚生労働省よりこの緊急小口資金特例貸付の支援策につきましては、来年、令和3年の3月末まで受付期間を再度延長する旨、通知が発出をされたところであります。よろしくお願ひいたします。

また、牛久市の妊婦応援特別給付金は、妊婦の支援策として令和3年3月31日までを申請期限として給付を行っております。本年4月27日を基準日として行われた10万円の特別定額給付金を一部妊婦へ拡大し実施した経緯もあるため、現在のところ給付事業継続の予定はございません。

今後の支援策につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況と、それに合わせた国における様々な対策等に注視しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 新型コロナについては、やっぱり国がしっかり対策を取っていただかないと、なかなか難しい問題等もあると思いますが、市としても市民の命を守るために最大限の努力をお願いいたします。

続いて、次の質問に移ります。

北部地域の宅地開発についてです。北部地域における宅地開発調査及び地区計画素案策定業務、これがコンサルタントによって提出されて、その内容について質問をいたします。

まず、都市計画変更、この問題は、昨年の6月議会で私一般質問を行いました。そこでは、都市計画法の趣旨に反するような宅地開発をすべきではないというふうに申し述べました。都市計画の変更についての質問に、「宅地開発をした後、市街化区域への編入を考える」との答

弁がありました、この考えは今も変わりがないでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 北島議員からは、昨年の一般質問でも様々な御質問をいただきました。その中でも、開発行為がよいのか区画整理がよいのか、市施行なのか民間業者施行なのか、市街化区域にしてからではないか、スピード感を持つべきではないか、いろいろな議論があるとお答え申し上げました。

現在もあらゆる手法を比較検討しておりまして、いまだ結論には至っておりません。どの手法にもメリット・デメリットがございますので、引き続き調査研究を行ってまいりまして、最善の手法を取りたいと考えてございます。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） この調査研究の報告書では、対象地域について地区計画素案の中で候補地を東端穴で3か所、東大和田で2か所、合計5か所を挙げて、検討されています。面積で言えば、一番小さいのが4.4ヘクタール、最大が15ヘクタール。その中から、東端穴の1か所、約1.1ヘクタールに絞り込んだ主要な要素は何でしょうか。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 昨年の調査業務委託では、今議員から御質問のありまして、市内5か所を候補地として、駅からの距離が1キロメートル以内であること、平たんかどうかなどの地勢、現在の利用状況等、開発のしやすさ、新たに開校したひたち野うしく中学校をはじめとする周辺の幼稚園、小学校、高等学校等などとの関係、教育環境の充実度や利便性、若い世代への魅力度などの観点から比較検討を行い、住宅需要を最も見込むことのできるひたち野うしく中学校北側の市街化調整区域を想定してございます。

具体的には、東は土浦市との境界、北は市道129号線、西は市道1号線、南はひたち野うしく中学校に囲まれたエリアを想定しており、面積はおよそ1.1ヘクタールとなります。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 次に、事業総額についてですが、事業主体によって手順や計画に大きな影響を与えることとなります。先ほどの答弁でも、事業主体をどうするかまだ検討段階だというような答弁でしたが、この計画素案では土地区画整理組合による方法、民間の開発業者が行う方法、そして市が主体となっていく、3つの方法が示されています。この中で、市が主体となるのは費用負担だけでなく業務の負担が非常に大きく、適当ではないというふうに考えます。うまくいって、もうけが出ればそれは市の財政を潤すことにはなりますが、なかなか難しいのではないかと考えています。

あと、事業計画について、1.1ヘクタール、4パターンで検討しています。金額のほとんど

が黒塗りのため不明ですけれども、インフラ整備、つまり道路、公園緑地、河川、水路、調整池、上下水道、ガス、電気についての利用が市助成金という項目にくくられて、17億5,000万円から一番高いので約19億円、これだけかかるというふうに記載されています。事業費はこれで全てなのか、そしてこの金額は市の負担になるのか、あるいは保留地の処分によってこの分を賄って、市の負担は結果としてゼロにできるのかどうか、この点について伺います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 事業総額につきましては、昨年度の調査業務委託の報告書ではおおむね18億円から19億円までの間くらいとなっております。これは、土地利用計画が確定していない中での試算となります。道路延長、調整池、または公園の配置などに変更があった場合や、工事そのものの単価に変更があった場合には、当然に変更するものでありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

事業手法や事業主体につきましては、さきにお答え申し上げましたとおり引き続き様々に比較検討の上、調査研究を行っているところでございます。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） まず、この事業手法がまだ確定しておりません。事業主体も分からない状況でございますが、市の負担はできるだけ低くなるよう、可能な限りゼロに近づけることを前提に調査検討をしているところでございます。

仮に民間の開発行為であれば、市の負担はないものと考えられますが、同じく仮に区画整理であればいわゆる保留地処分金によって事業費が賄われるものと考えられますが、状況によっては道路や下水などのインフラ部分について市で負担することはあり得るところでございます。

いずれにいたしましても、最善の手法を取るべく、引き続き調査検討をまいります。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） あの資料の中で、金額についてのデータ、先ほど申し上げましたようにほとんどが黒塗りで、なかなか難しかったんですが、例えば土地の取得費が計上されていなかったんですね。そういうことも含めていろいろ考えると、私アバウトというか、分かった資料だけで概算、計算してみました。何を計算したかという、減歩率、つまり造成された宅地から公共施設等で使う土地を差し引き、それに保留地、その分を差し引いて計算しますと、50%切れないんですよ。これは土地の販売価格によって大きく違うので、今ひたち野西で平米当たりどのぐらいか、ちょっとネットで調べると7万円前後と。高いところで8万円。それで7万円と計算すると、なかなか、50%切らない。半分の減歩というのは非常に大きいんですね。事業として成り立つかどうかというのはちょっと疑問なんです。例えばつくば市のみどりの減歩率は40%ということで、販売価格が8万円から9万円ということになっています。

そういったものと比べてみても、やっぱりまだ検討の余地は大いにあるのではないかというふうに思います。

続いて、今後の見通しについてですが、今回、今言ったようなマーケットリサーチ、これは行ったのかどうか。需要について、ひたち野地域は人気がある、一般的にはそう言われていますが、マーケットリサーチの手法ではどれだけ、具体的な数字で示すことができるんですけれども、金額や需要のマインドですね、どのくらいの人がここを望んでいるか、近隣、先ほど挙げたつくば市のみどりの等との比較はどうか、そして実際の価格はどうか、こういったことを行ったのか。行ったとすれば、その行った結果について答弁していただければ、お願いします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） ひたち野うしく駅周辺の宅地につきましては、居住環境もよく、教育施設や商業施設も充実し、人気が高く、当市の人口増加を支えるエリアでありました。しかしながら、平成30年6月に宅建業協会牛久・龍ヶ崎支部から、供給できる宅地そのものがなくなり、その需要に応えることができない状況になっているとの要望書が提出され、先月に行った聞き取りにおいても同様のことが言われております。

御案内のとおり、このエリアは駅に近く、駅周辺には郵便局、銀行、スーパーマーケットなどがある上、保育園から県立高校まで立地している地域であります。市街化調整区域である現在でも、条件を満たす方が自己用住宅を建設したり、いわゆるミニ開発がされたりする動きが見られるほどであり、可能性を秘めた地域であると考えております。

現時点においても、事業前単価や事業後単価を正確に見積もることはとても難しいことではございますが、先ほどよりお答え申し上げておりますとおり、事業として成立するよう最善の手法を取るべく、調査研究を継続してまいります。

なお、現在、対象地域において、より正確な面積や標高などを把握するべく、基準点測量や水準測量などを行っております。今後、事業手法の検討と並行して、測量で得られた詳細な数字を基に、ハウスメーカーやゼネコン等の民間事業者へのヒアリングを本格化させてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 今聞くと、今度の開発の地域については宅建業協会だと不動産業界、そういった業者の側、売る側の意見は市のほうに入っているようですが、買う側、マーケットリサーチというのは市場がどうなっているか、つまり買う側の状況のほうが大切なんですよ。例えばアンケート調査とかいろいろなこと、そして実際の取引状況、そういったことも含めて数値化して示すことによって、よりの確な判断ができると思うんですが、そういった

ことはやられていないというふうに思いました。

最後になりますが、工程のほうでは2023年に第1期分の分譲開始というふうになっています。その後、5年分の販売期間を見込んでいる。合計8年。これは最もスムーズにいった場合であろうと思いますが、実際は10年ぐらいはかかるんじゃないかというふうに思います。しかし、そのことを考慮すると、来年度から市税の減収が見込まれる、これはコロナによって見込まれるわけですが、そういう市財政への負担がないように、どうやればいいのか、このことをしっかり検討すべきだと思います。

それから、今、第4次総合計画の策定を進めている段階で、その計画に基づく牛久市立地適正化計画見直し、こういった計画の策定の中でしっかり検討し、位置づけて、この事業をどうするのか検討が必要だし、場合によってはもう再検討、取りやめも含めた検討をぜひ行っていただきたい。そのことを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で13番北島 登君の一般質問は終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

午後2時57分散会